

【7/21 資料1とあわせ朱字部分追記】

東社協福振第 193 号

令和 5 年 7 月 18 日

従事者共済会 契約施設・団体代表者 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

事務局長 高橋 博則

[印章略]

従事者共済会「標準給与月額変更届」について(届出依頼)

標記「標準給与月額変更届」は、従事者共済会規程第 21 条にもとづき、すべての施設・団体で届け出teいただく年 1 回の重要な手続きです。令和 5 年 10 月から令和 6 年 9 月までの掛金及び退職共済金の算定に係わる届出となり、昇任や異動等で本俸月額が変更しても下記の期間以外は標準給与月額を変更することができませんので、必ず手続きをしてください。

つきましては、下記により届け出ていただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、紙申請による届出は今年度をもちまして終了いたしますので、可能な限り電子申請による届出をご利用ください(来年度以降は電子申請のみの受付となります)。

記

1 依頼内容・届出期限 ◇下表(1)もしくは(2)の方法で、期限内に届け出をしてください。

	(1)共済会システムによる【電子申請】	(2)様式による【紙申請】
依頼内容	共済会システムにログインし、「標準給与月額改定」画面から電子申請を行ってください。	共済会システムを活用されていない施設・団体は、「標準給与月額変更届(様式第 6 号)」に記入の上、ご郵送ください。
届出期限(必着)	令和 5 年 8 月 31 日(木) 23 時 59 分 ※入力期間外(8 月 11 日～17 日)は届出入力できません。	令和 5 年 8 月 10 日(木) 17 時 45 分

2 送付内容

- 1) <資料 1> 電子申請、<資料 2> 紙申請
<資料 3> 「標準給与月額変更届」加入者の状況別早見表
- 2) 標準給与月額変更届(様式第 6 号・未記入・1 枚)
- 3) 標準給与月額変更届(様式第 6 号・7 月 11 日時点の加入者データ印字分)
※1・2) は従事者共済会ホームページ「お知らせ」からダウンロードできます。
※3) は請求書等郵送依頼書提出施設・団体のみに送付しています。

3 留意事項

- 1) 8 月 1 日時点の全加入者(休職者や転出・退会予定者含む)の 5～7 月の平均の本俸月額(基本給)を「算定基礎額」の欄に入力・記入してください。本俸月額に変更がない場合でも、届出が必要です。
- 2) ここでの「本俸」とは、諸手当(調整手当、地域手当、特殊業務手当、期末手当等)を一切含まない給与月額とします。
- 3) 非常勤やパート雇用者で、雇用契約上、月の勤務日数(または勤務時間数)が定められている場合は、それに基づいた本俸月額を届け出てください。
(月によって勤務日数または勤務時間数が異なる場合は 5～7 月の諸手当を含まない平均支払月額を届け出てください)
- 4) 本俸月額が 30 万円を超える場合も、実際の数字を届け出てください。
- 5) 「従事者共済会事務の手引き(2022 年度)」P. 49～50・P. 112～115 にも留意事項を掲載しています。あわせてご参照ください。

4 事務連絡先

東京都社会福祉協議会 福祉振興部 共済担当
〒101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997
従事者共済会ホームページ <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/kyosaikai/index.html>